

証券コード4389
2019年6月10日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目29番6号
プロパティデータバンク株式会社
代表取締役社長 板 谷 敏 正

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 6階
浜松町コンベンションホール 会議室1
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第19期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |

以 上

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.propertydbk.com/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、資産・施設・不動産に関する業務を一元的に支援する統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を提供しております。

IDC Japan株式会社の調査によると、2018年の国内パブリッククラウドサービスの市場規模は、前年比27.2%増の6,688億円となり、今後も成長を続けるものと見られ、2023年には2018年比2.5倍の1兆6,940億円に達すると予測しております（出典：IDC Japan株式会社プレスリリース「国内パブリッククラウドサービス市場予測を発表」（2019年3月27日））。

最近では、クラウド・モバイル・AI・IoT・ビッグデータ等の先端技術を活用し、経営のあり方やビジネスプロセスを改革するという、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの動きも活発化しております。

このような環境下、当期において当社は、高度化している不動産管理業務への対応を強化すべく、総合ビル管理会社向けに「ビルメンテナンスエディション」の提供を開始しました。また、AI等を用いた不動産ビッグデータ解析や商圈データ及び出店店舗データ解析サービスといった「データサイエンス サービス」の提供を2019年1月より開始しております。提供するサービスラインナップの更なる充実と不動産に関わる様々な業種・業態の顧客に支えられ、クラウドサービスにおける登録建物棟数は、5万棟を超えております。

この結果、当期の売上高は1,617,482千円(前期比 377,589千円増、30.5%増)、営業利益は302,184千円(前期比 65,325千円増、27.6%増)、経常利益は295,036千円(前期比 59,212千円増、25.1%増)、当期純利益は209,150千円(前期比 63,287千円増、43.4%増)と、前期に比べ増収増益となり、創業来最高益を達成いたしました。

なお、当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開する単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(クラウドサービス)

クラウドサービスの売上高は1,019,987千円（前期比 70,655千円増、7.4%増）となりました。前期からの利用料の積上げ、新規顧客の獲得に加え、既存顧客の利用が拡大したことにより増収となりました。

(ソリューションサービス)

ソリューションサービスの売上高は597,494千円（前期比 306,933千円増、105.6%増）となりました。次期に本稼動を開始する複数の大型案件のカスタマイズ開発、コンサルティング業務等を着実に売り上げた結果、大幅な増収となりました。

サービス別売上高

事業区分	第 18 期 (2018年3月期) (前事業年度)		第 19 期 (2019年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス	949,331千円	76.6%	1,019,987千円	63.1%	70,655千円	7.4%
ソリューションサービス	290,561	23.4	597,494	36.9	306,933	105.6
合 計	1,239,893	100.0	1,617,482	100.0	377,589	30.5

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は199,695千円で、その主なものはクラウドサービスのためのソフトウェアです。

③ 資金調達の状況

2018年6月27日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズに上場いたしました。上場に伴い、公募増資による210,000株の新規発行により343,896千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）56,700株により92,851千円の資金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2016年3月期)	第 17 期 (2017年3月期)	第 18 期 (2018年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高(千円)	1,130,728	1,081,884	1,239,893	1,617,482
経 常 利 益(千円)	172,370	141,088	235,823	295,036
当 期 純 利 益(千円)	113,933	90,519	145,863	209,150
1 株当たり当期純利益 (円)	25.35	20.14	32.46	37.12
総 資 産(千円)	1,163,987	1,243,323	1,522,489	2,251,118
純 資 産(千円)	850,239	940,758	1,086,621	1,757,161
1 株当たり純資産額 (円)	189.19	209.34	241.79	298.62

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 当社は、2018年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。また、2019年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これらに伴い、第16期(2016年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

① 案件獲得力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状及び問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業担当の力量の例として、REIT・ファンド分野における最新の不動産投資業務への精通、大手企業・グループ企業分野における多様化する企業不動産（CRE）戦略への理解、総合ビル管理分野における労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業担当が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業担当を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に消化し、売上計上するための執行力が必要と考えております。現在、ソリューション案件に係る人材は、最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生しておりませんが、案件は増加傾向にあり、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

② 「@プロパティ」の競争力の維持・向上

当社は、REIT・ファンド、大手企業・グループ企業、総合ビル管理の各分野における業界標準システムとしての地位を確立するため、費用対効果を見極めながらプロモーション活動の実施、またAI等の先端技術の導入も含めたサービスラインナップの充実に努め、「@プロパティ」の競争力の維持・向上を図ってまいります。

③ ガバナンス体制の維持・向上

当社は、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、事業継続委員会活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④ 人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠です。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業をさらに拡大できる組織体制の強化に取り組めます。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

区 分	内 容
ク ラ ウ ド サ ー ビ ス	・資産・施設・不動産の運用管理に関するクラウドサービス事業 ・資産・施設・不動産の運用管理に関する情報管理・分析業務
ソリューションサービス	・クラウドサービスに関するシステムインテグレータ業務

(6) **主要な営業所及び工場** (2019年3月31日現在)

本	社	東京都港区浜松町一丁目29番6号
---	---	------------------

(7) **使用人の状況** (2019年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
55 (5) 名	3名増 (5名増)	41.9歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2018年6月27日付で東京証券取引所マザーズへ新規上場いたしました。

2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,992,000株

- (注) 1. 2018年3月29日開催の取締役会決議により、2018年4月18日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、同日付で発行可能株式総数は3,467,040株増加しております。
2. 2018年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数は2,520,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 1,961,400株

- (注) 1. 2018年4月2日に新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数は255株増加しております。
2. 2018年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,674,105株増加しております。
3. 2018年6月26日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数は210,000株増加しております。
4. 2018年7月24日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増資により、発行済株式総数が56,700株増加しております。
5. 2019年1月1日から2019年3月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数は18,200株増加しております。

(3) 株主数 993名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 建 設 株 式 会 社	470,400株	23.98%
株 式 会 社 ケ ン ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	245,000	12.49
板 谷 敏 正	177,800	9.06
高 橋 秀 樹	149,800	7.64
寺 田 英 司	74,600	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	71,100	3.62
日本ビューレット・パッカード株式会社	70,000	3.57
投 資 事 業 組 合 オ リ ッ ク ス 1 1 号	65,000	3.31
株 式 会 社 S B I 証 券	51,626	2.63
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	36,800	1.88

(注) 1. 当社は、自己株式を所有しておりません。

2. 2019年5月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2019年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。また、当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、以下の保有株券等の数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

大量保有者	大和証券投資信託委託株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
保有株券等の数	株式 368,500株
株券等保有割合	6.26%

(5) **その他株式に関する重要な事項**（2019年4月1日現在）

2019年2月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が3,922,800株増加し、5,884,200株となっております。

また、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年4月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は11,984,000株増加し、17,976,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役の状態 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	板 谷 敏 正	
取 締 役 副 社 長	高 橋 秀 樹	クラウド事業本部、ソリューション事業本部管掌
専 務 取 締 役	武 野 貞 久	営業本部管掌
取 締 役	大 田 武	管理部門管掌
取 締 役 (常勤監査等委員)	鎚 木 耕 三	
取 締 役 (監査等委員)	樋 口 光 輝	
取 締 役 (監査等委員)	越 沼 孝 夫	清水建設株式会社 関連事業部長

- (注) 1. 取締役鎚木耕三氏、樋口光輝氏及び越沼孝夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役鎚木耕三氏は金融機関の財務部門に在籍し、財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
3. 取締役越沼孝夫氏は長年にわたり清水建設株式会社の経理・財務部門に在籍し、経理・財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 清水建設株式会社は、当社株式数の23.98%を保有する大株主であり、当社の取引先であります。
6. 2018年6月28日開催の第18期定時株主総会の終結の時をもって取締役松岡功一氏は任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、取締役鎚木耕三氏及び樋口光輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鎚木耕三氏、樋口光輝氏及び越沼孝夫氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	4名	104,370千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	18,960 (18,960)
合 計 （うち社外取締役）	8 (4)	123,330 (18,960)

- (注) 1. 上表には、2018年6月28日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等の総額には、当期に計上した役員退職慰労引当金の繰入額3,726千円を含み、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社外取締役（常勤監査等委員） 鎭木 耕三	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、常勤監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会16回の全てに出席し、金融機関役員として経営に携わった経験から経営全般に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 樋口 光輝	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会16回のうち15回出席し、生命保険会社での長年の豊富な経験と、同社にて常勤監査役として務めた経験から経営全般に関する知見を有しており、有識者として専門的見地から発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 越沼 孝夫	2018年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち、監査等委員として10回出席、また、監査等委員会10回のうち9回出席し、清水建設株式会社での経験から財務及び会計における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として株式発行に伴うコンフォートレター作成業務の対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- ・取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。
- ・全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。
- ・法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。
- ・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。

- ・ 不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。
- ・ 企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
- ・ 個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
- ・ 財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。

- ・ その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
- ・ 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ・ 内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
 - ・ 取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
 - ・ 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。
- ⑦ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - ・ 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、その費用を負担します。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
 - ・ 常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
 - ・ 内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。
- ⑩ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を実践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ コンプライアンス意識の向上のために新入社員には「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等の説明を行い周知徹底しております。また、全社ではコンプライアンス委員会主催の勉強会や同委員会による法令調査等で社内に周知徹底し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
 - ・ 「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。なお、「内部通報規程」は外部の指定登録機関（公益社団法人商事法務研究会）による一定の確認・審査を経て内部通報制度認証（「WCMS認証」）に2019年5月に登録されております。
 - ・ 経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を内部監査室において評価・検証しております。
 - ・ 反社会的勢力に対する対応としては、不当要求防止責任者講習の受講のほか反社会的勢力来訪時を想定した訓練を実施し、対応体制の強化を図っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当期に開催された株主総会・取締役会の議事録は、添付資料とともに法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い紙及び電磁的媒体に記録して適切に保管・管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 年1回定期的に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で事業内容に関するリスク・課題について協議し、その結果を取締役会にて報告し、決議しております。
 - ・ 毎月の取締役会において各担当取締役より事業に関する詳細報告がなされ、取締役の間で問題・課題等を共有し、その対応策を議論しております。
 - ・ 事業継続委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会の継続的な活動により、リスクの予防・発見・是正処置を行っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定・承認し、達成すべき目標を明確化しております。
 - ・ 経営に関わる重要事項につき適切な意思決定を行うため、毎月の取締役会の前に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で、協議の機会を設定し、意思決定に先立つ協議・検討を行っております。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の求めに応じ、内部監査室の従業員が補助しております。なお、当期における内部監査室の従業員の異動はありません。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行っております。
 - ・ 常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月 1 回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行い、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。
 - ・ 取締役及び従業員は、監査等委員会が定期的に実施する業務及び財産の調査の際のほか、適宜行われている事業に関する報告の求めに対し、迅速かつ適切に対応しております。また、当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。
- ⑦ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
 - ・ 通報者の匿名性を確保し、経営上のリスクに係る情報を把握する機会を拡充するため、内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- ・ 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査等委員会の監査計画に応じて予算化されております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月1回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行っており、必要に応じその内容を監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
 - ・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行っております。
 - ・監査等委員会は会計監査人より監査計画の説明を受けております。また監査等委員会は、会計監査後に監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。
 - ・監査等委員会は内部監査室とも連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けております。また常勤の監査等委員は、必要に応じ内部監査室の監査ヒアリングに立ち会っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、内部統制委員会を組織し、全社的レベル及び業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用をするとともに、内部監査室による定期的な評価を通して継続的な業務改善を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、1株当たり25円の期末配当を予定しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,551,907	流 動 負 債	313,778
現 金 及 び 預 金	1,052,065	買 掛 金	52,413
売 掛 金	466,946	リ ー ス 債 務	7,820
仕 掛 品	12,953	未 払 金	42,141
貯 蔵 品	243	未 払 費 用	14,045
前 払 費 用	19,912	未 払 法 人 税 等	64,451
貸 倒 引 当 金	△214	未 払 消 費 税 等	28,880
固 定 資 産	699,210	前 受 金	61,642
有 形 固 定 資 産	31,747	預 り 金	18,094
建 物 附 属 設 備	2,014	賞 与 引 当 金	24,288
工 具、器 具 及 び 備 品	2,985	固 定 負 債	180,178
リ ー ス 資 産	26,747	リ ー ス 債 務	21,665
無 形 固 定 資 産	346,374	退 職 給 付 引 当 金	114,746
ソ フ ト ウ エ ア	346,374	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43,767
そ の 他	0	負 債 合 計	493,957
投 資 そ の 他 の 資 産	321,088	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	12,960	株 主 資 本	1,757,161
保 険 積 立 金	161,774	資 本 金	330,694
敷 金 及 び 保 証 金	43,677	資 本 剰 余 金	282,694
繰 延 税 金 資 産	102,676	資 本 準 備 金	275,694
資 産 合 計	2,251,118	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,000
		利 益 剰 余 金	1,143,772
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,143,772
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,143,772
		純 資 産 合 計	1,757,161
		負 債 純 資 産 合 計	2,251,118

損 益 計 算 書

(2018年4月 1 日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,617,482
売 上 原 価	797,580
売 上 総 利 益	819,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	517,717
営 業 利 益	302,184
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	9
受 取 配 当 金	615
業 務 受 託 料	1,629
保 険 配 当 金	624
そ の 他	473
	3,352
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	603
株 式 交 付 費	9,483
そ の 他	413
	10,500
経 常 利 益	295,036
税 引 前 当 期 純 利 益	295,036
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	95,533
法 人 税 等 調 整 額	△9,647
当 期 純 利 益	209,150

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	100,000	45,000	7,000	52,000	934,621	934,621	1,086,621	1,086,621
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	230,694	230,694		230,694			461,389	461,389
当 期 純 利 益					209,150	209,150	209,150	209,150
当期変動額合計	230,694	230,694	－	230,694	209,150	209,150	670,539	670,539
当 期 末 残 高	330,694	275,694	7,000	282,694	1,143,772	1,143,772	1,757,161	1,757,161

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間（3年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア
工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
 - ② その他の受注制作のソフトウェア
工事完成基準を適用しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 41,438千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権 | |
| 短期金銭債権 | 826千円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 11,255千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,140株	1,959,260株	－株	1,961,400株

(注) 1. 2018年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。

2. 発行済株式の総数の増加は、株式分割により1,674,105株、有償一般募集により210,000株の新株発行、第三者割当増資により56,700株の新株発行、新株引受権及び新株予約権の権利行使により18,455株の新株発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	49,035千円	25円	2019年3月31日	2019年6月27日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,500株	5,600株
新株予約権の残高	－	－

(注) 2018年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資に必要な資金を自己資金で賄っております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	1,052,065千円	1,052,065千円	－千円
(2) 売掛金	466,946	466,946	－
(3) 敷金及び保証金	43,677	41,503	△2,174
(4) 買掛金	(52,413)	(52,413)	－
(5) 未払金	(42,141)	(42,141)	－
(6) 未払法人税等	(64,451)	(64,451)	－
(7) 未払消費税等	(28,880)	(28,880)	－
(8) 預り金	(18,094)	(18,094)	－
(9) リース債務	(29,485)	(28,227)	△1,257

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4)買掛金、(5)未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額12,960千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	48,163千円
退職給付引当金	35,135千円
役員退職慰労引当金	13,401千円
賞与引当金	7,437千円
未払事業税	4,124千円
その他	7,843千円
繰延税金資産小計	116,106千円
評価性引当額	△13,429千円
繰延税金資産合計	102,676千円
繰延税金資産の純額	102,676千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 298円62銭
(2) 1株当たり当期純利益 37円12銭

(注) 2018年4月18日付で普通株式1株につき700株、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、2019年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付をもって株式分割及び定款の一部を変更しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年3月31日（日）を基準日（当日は休日であるため、実質的には2019年3月29日（金）が基準日となります。）として、最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,961,400株
今回の分割により増加する株式数	3,922,800株
株式分割後の発行済株式総数	5,884,200株
株式分割後の発行可能株式総数	17,976,000株

③ 効力発生日

2019年4月1日

④ 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、「8. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(3) 定款の一部変更

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年2月27日開催の取締役会決議により、2019年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の千円未満は切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸	洋平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川	政人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

プロパティデータバンク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鎬木 耕三 ㊞

監査等委員 樋口 光輝 ㊞

監査等委員 越沼 孝夫 ㊞

(注) 常勤監査等委員鎬木耕三、監査等委員樋口光輝及び監査等委員越沼孝夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は49,035,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	いた 板谷 敏正 (1963年4月24日) 【再任】	1989年4月 清水建設株式会社入社 2000年10月 当社設立 代表取締役社長（現任）	533,400株
2	たか 高橋 秀樹 (1961年8月13日) 【再任】	1987年4月 清水建設株式会社入社 2000年10月 当社設立 取締役副社長（現任） 2010年4月 当社企画管理本部長 2015年4月 当社クラウド事業本部、ソリューション事業本部管掌（現任）	449,400株
3	たけ の 野 さだ ひさ 武 (1966年10月15日) 【再任】	1992年4月 清水建設株式会社入社 2003年10月 当社入社 2005年5月 当社S I 事業部長 2007年6月 当社取締役 2011年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社営業本部管掌（現任）、ソリューション事業本部、プロバイダー事業本部管掌 2015年4月 当社営業本部長 2018年6月 当社専務取締役（現任）	84,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	お お た たけし 大 田 武 (1969年7月14日) 【再任】	1993年 4 月 株式会社さくら銀行入行（現 株式会 社三井住友銀行） 2006年 10月 当社入社 企画管理部長 2007年 6 月 当社執行役員 2008年 6 月 当社企画管理本部長 2008年 6 月 当社取締役（現任） 2010年 4 月 当社プロバイダーマネジメント本部長 2011年 4 月 当社営業本部長 2015年 4 月 当社経営企画部、業務管理部管掌（現 任） 2015年 9 月 当社法務・コンプライアンス部管掌（現 任）	90,300株
5	※ ほり の うち は る 代 堀 之内 はる代 (1968年4月30日) 【新任】	1990年 4 月 株式会社日本興業銀行入行（現 株式 会社みずほ銀行） 2003年 10月 当社入社 2007年 10月 当社営業ソリューション本部アセット ソリューション部長 2011年 4 月 当社ソリューション事業本部ソリュー ション部長 2013年 4 月 当社ソリューション事業本部長（現 任）	6,300株

（注） 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 「所有する当社の株式数」については、2019年6月10日時点のものであります。なお、当社株式は2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって分割しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目3番1号

日本生命浜松町クレアタワー 6階

浜松町コンベンションホール 会議室1

TEL 03-5777-3468



《交通》 ■ J R 山手線・京浜東北線／東京モノレール

浜松町駅

北□より

徒歩約 2 分

■ 都営浅草線・大江戸線

大門駅

B 5 番出口より

直結

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。